

## 住宅用防災（火災）警報器等の設置の義務付けについて

平成18年6月1日から山武都市広域行政組合火災予防条例第29条の2の改正により、住宅用防災（火災）警報器等の設置が必要です。

改正後の消防法第9条の2に基づいて改正された山武都市広域行政組合火災予防条例が、平成18年6月1日に施行されたことに伴い、住宅等に住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）又は住宅用防災報知設備（住宅用自動火災報知設備）の設置が義務付けられました。（第29条の2）

なお、設置する場所は次のとおりです。

就寝の用に供する居室（条例第29条の3第1項第1号）

が存する階の階段（が避難階の場合を除く。）（条例第29条の3第1項第2号）

が存する階から2階下の階の階段（の1階下の階の階段に住宅用防災警報器等が設置されている場合を除く。）（条例第29条の3第1項第3号）

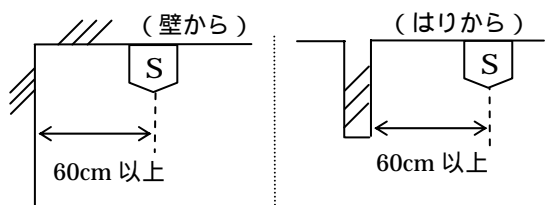
が存する階（避難階に限る。）から2以上うえにある階に居室がある場合のその最上階（条例第29条の3第1項第4号）

からまでに該当しない階で7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下が存しない場合は階段）（条例第29条の3第1項第5号）

台所（条例第29条の3第1項第6号）

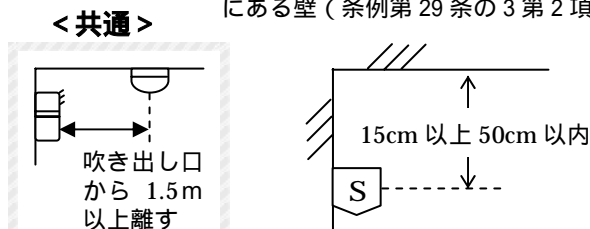
### 天井に設置する場合

壁又ははりから60cm以上（熱式は40cm以上）離れた位置に設置する（条例第29条の3第2項）



### 壁に設置する場合

天井から15cm以上50cm以内の位置にある壁（条例第29条の3第2項）



条例第29条の6により、住宅用防災（火災）警報器等の設置を適用除外とする場合は、事前に消防本部予防課に相談してください。

### 注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に、交換する必要があります。
- 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器の交換期限がきたら交換して下さい。（自動試験機能が付加されている機器を除きます。）
- 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用防災警報器等の設置の必要はありません。

< ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。 >

お問合せ先

山武都市広域行政組合消防本部予防課

0475-52-8754